

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号

(地域との連携等)

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(平二一厚労令五四・平二四厚労令一一・一部改正)

(準用)

第百八条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條から第三十九條まで、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあ

るのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(平二二厚労令一〇六・一部改正)

(準用)

第百二十九条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十条及び第八十五条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第百五十七條 第九條、第十條、第十二條、第十三條、第二十二條、第二十七條、第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十九條、第五十三條、第五十七條、第八十五条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三條第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同條第二項中「居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十九条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十九條、第五十三條、第五十七條、第八十五條、第百三十三條から第百三十五條まで、第百三十八條、第百四十一條、第百四十三條から第百四十七條まで及び第百五十一條から第百五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三條第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同條第二項中「居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。))が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五條第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第百四十七條中「第百三十八條」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十八條」と、同條第五号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同條第六号中「第百五十七條」とあるのは「第百六十九條」と、同條第七号中「第百五十五條第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百五十五條第三項」と、第百五十六條第二項第二号中「第百三十五條第二項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十五條第二項」と、同項第三号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次條」とあるのは「第百六十九條」と、同項第六号中「前條第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する前條第三項」と読み替えるものとする。